

# 安全の手引き

～ACTにお住まいの邦人の皆様へ～

在オーストラリア日本国大使館

領事班

2016年 2月

## I. はじめに

オーストラリアは世界でも比較的治安の良い国とされ、また、オーストラリア国内主要都市の中でも、キャンベラを中心とする首都特別地域（ACT：Australian Capital Territory）は比較的治安が良い地域と考えられております。しかし、日本と比較すると強盗、暴行傷害、性的暴行及び窃盗事件等が頻繁に発生しており、油断は禁物です。

この「安全の手引き～ACTにお住まいの邦人の皆様へ～」をご参照頂き、皆さまの安全対策及び安全意識の高揚の一助としていただければ幸いです。

なお、在オーストラリア日本国大使館領事部は、その管轄地域を「ACT（首都特別地域）」としています。オーストラリア国内の各州各都市の安全情報等については、管轄する総領事館にお問い合わせ下さいますようお願いいたします。

管轄州	総領事館	電話番号（代表）
NSW 州, NT（北部準州）	在シドニー日本国総領事館	02-9250-1000
VIC 州, SA 州, TAS 州	在メルボルン日本国総領事館	03-9679-4510
QLD 州	在ブリスベン日本国総領事館	07-3221-5188
QLD 州（ケアンズ周辺）	在ケアンズ領事事務所	07-4051-5177
WA 州	在パース日本国総領事館	08-9480-1800

## II. 防犯の手引き

### 1. 防犯の基本的心構え

犯罪被害や事故の発生を未然に防ぐために最も重要なことは「自己防衛」に徹することです。「自分の身は自分で守る」というしっかりした自覚を持って行動すれば、被害を局限化することが可能となります。そのためには、滞在先の周囲で起こり得る色々な事態を想定し、所要の対応策を講じておくなど「危機管理」が重要なポイントとなります。日本国内とは取り巻く環境が異なることを念頭に置き、海外にいる開放感から警戒心を緩めたり、安易な行動をとることなく、常に警戒心を持ち、慎重な行動に努めることが肝要です。

### 2. 最近の犯罪発生状況

#### （1）犯罪発生件数及び発生率

次表は、オーストラリア統計局と日本の警察庁が発表した資料を基に作成した「過去3年間のACTにおける主要罪種別の犯罪発生件数及び発生率の推移」です。併せて、2014年のACT、豪州及び日本の犯罪発生率を表し、ACTと日本の比較を記載しています。

「発生率」とは、主要罪種別に人口10万人あたりの犯罪発生件数を表しており、各地の治安状況を比較する目安となります。ただし、日本とオーストラリアとでは法律、法の解釈、細部犯罪種別が異なり、かつ、統一基準で作成されたものではありませんので、あくまでも目安の一つとして捉えていただきたいと思います。

表：過去3年間のACTにおける主要罪種別の犯罪発生件数及び発生率の推移

年 罪名	2012年		2013年		2014年				ACTと 日本の 比較
	ACT		ACT		ACT		豪州	日本	
	発生件数	発生率	発生件数	発生率	発生件数	発生率	発生率	発生率	
殺人	3件	0.8	0件	0.0	0件	0.0	1.0	0.8	ほぼ同率
殺人未遂	0件	0.0	3件	0.8	0件	0.0	0.7	※	不明
暴行傷害	1,993件	531.9	1,809件	471.8	1,705件	441.7	※	25.5	17.3倍
性的暴行	184件	49.1	212件	55.3	183件	47.4	89.4	1.0	47.4倍
略取誘拐	4件	1.1	5件	1.3	4件	1.0	2.4	0.2	5.2倍
強盗	215件	57.4	147件	38.3	162件	42.0	42.7	2.4	17.5倍
侵入盗	2,386件	636.8	2,069件	539.6	2,230件	577.7	786.3	73.6	7.8倍
自動車盗	968件	258.3	675件	176.1	752件	194.8	217.0	12.7	15.3倍
他窃盗	9,565件	2,552.7	9,329件	2,433.2	8,865件	2,296.6	2097.7	619.7	3.7倍

出典：オーストラリア統計局「RECORDED CRIME-VICTIMS(2014)」及び日本警察庁「警察白書(平成27年版)」

(「発生率」：人口10万人あたりの犯罪発生件数を表す。「※」：データ未揃いのため未記入)

## (2) 犯罪発生傾向

ACTにおける犯罪の傾向として、ACTは豪州全体と比較して、犯罪発生率は全般的に低い数値となっておりますが、日本の犯罪発生率と比較しますと、殺人を除き、罪種にもよりますが犯罪発生率が日本のおよそ3倍から50倍近くを推移しており、日本の治安と比較しても決して安全であるとは言えません。また、性的暴行傷害や強盗、自動車盗難などは夜間で発生が極めて多いため、夜の屋外での行動は特に注意が必要です。

## 3. 防犯のための具体的な注意事項

### (1) 住居において

ア. 住居の選定に際しては、できる限り安全な地域を選ぶ。

ACTにおいては地区(Suburbという)毎にそれぞれの特色があり、初めて訪れる際は危険な場所かどうかの判断が難しいため、長く住んでいる人などに確認すると良い。一般的にはCivic(City)周辺、Belconnen, Tuggeranong等にある大型ショッピングセンター及び各Suburbの中心地(Shops)周辺は便利な反面、犯罪発生率が高い。

イ. 昼間のみならず、夜間の様子も事前に確認した方が良い。その際、住居付近の道路に外灯が設置され、夜間でも十分な明るさがあるかを確認する。

ウ. 侵入警戒装置を設置し、警備会社のステッカーや「猛犬注意」等のプレートを人目につき易い場所に貼り付ける。

エ. 鍵の紛失に備えて管理をしっかりし、紛失や盗難の疑いがある場合は早期に新規にドアノブごと取り替えるなど処置をする。

オ. 鍵は複数設置するとともに、ドアチェーンを備え付ける。また、内側から開けるときの、鍵が必要なものと良い。

カ. 建物にトイレの窓等容易に侵入できるところはないか確認し、鉄柵、鍵等で補強する。

キ. 屋外にセンサー式防犯灯(センサーライト)を設置する。

- ク. 家の門等に住所番号を明確に表示し、緊急時、警察等が早期に家を発見できるようにする。
- ケ. 玄関や窓が植木で隠れないようにしておく。
- コ. 庭や玄関周辺に、荷物、遊具、道具等を放置しない。
- サ. 電話機の脇に、緊急電話番号（「000」等）を掲示、電話機の短縮ダイヤル機能に電話番号をインプットしておき、電話機を寝室にも配置する。常時携帯電話を携行する。
- シ. 現金や財布を窓等から見える位置に放置しない。また不必要な現金は家に保管しない。
- ス. 緊急時、家の外に出るための経路を2つ以上確保しておく。
- セ. 緊急時、大きなサイレンを発する機器及び照明機器を設置する。
- ソ. カーテンやブラインドを設置し、家の中が容易に見えない状態にする。

## (2) 外出時全般において

- ア. 屋外や公共の場所において、安易に見知らぬ人の誘いにのらない。
- イ. レストラン等で、安易に見知らぬ人から提供された飲料や食べ物を口にしない。
- ウ. 単独行動を避け、人気（ひとけ）のない場所には行かない。
- エ. 非常用アラーム等防犯グッズを携行し、万一の際、何時でも使用できるようにしておく。
- オ. 多額の現金、貴重品等は持ち歩かず、もし持たざるを得ないような場合であっても、人目につかないよう注意する。高級な時計や装飾品は、目的地に着いてから装着する等配慮する。
- カ. ラジオ、MP3プレーヤー、iPod等使用時、イヤホンをしながらの歩行はしない。
- キ. バッグ類を持って歩く場合は、バッグ類を車道側に持つことを避け、建物側に持ち、ショルダーバッグも車道と反対側に掛ける、背中側には掛けないなど、容易にバッグ類に近づけないよう工夫をする。なお、ショルダーバッグを肩から斜めに掛ける、たすき掛けは容易に奪われることが少ない反面、引きずられて怪我をする危険がある。
- ク. 歩行中は周囲に注意を払い、不審者の存在を早めに察知するよう努める。不審者を発見した場合は、最寄りの店等に一時的に入り様子を見る。
- ケ. 買い物時やATM操作時において、クレジットカードや銀行カードのスキミングがないか、不審な機器や店員の操作に、特に注意する。また、暗証番号押下時には、手や鞆などを使用して、店員や周囲の者に見られないよう操作ボタンを覆い隠しながら操作する。
- コ. 日没後、徒歩で歩いていると路上強盗の被害に遭う危険性が高くなるので、短距離であっても自家用車やタクシーを使用する等着意する。
- サ. 公共バス利用時には予め、運行スケジュールを確認しておき、バス停での待ち時間を極少とするとともに、他の利用者の近くで待機する。バス乗車時、空席に近い状態であれば、極力運転手の近くに座る。また予め、乗車料金支払いのための小銭やチケットをポケット等に財布とは別に用意しておき、バス停や車内で財布を出さないよう留意する。
- シ. 夜間、特にパブ等の若者が集まる繁華街周辺では、酒に酔っての喧嘩や言いがかり、麻薬使用に伴う不審者がいるので注意する。

## (3) 車を運転する場合において

- ア. バッグ、携帯電話、財布、GPS等を、車内の見える場所に放置しない。
- イ. 路上駐車を避け、カメラが設置されているなど管理された駐車場を利用する。可能であれば付近が明るく、利用者が頻繁に通る場所に駐車する。
- ウ. 荷物をトランクに保管する場合は、覗き見されていないか周囲を注意し収納する。
- エ. 盗難防止警報装置等の防犯機器を備えつける。

- オ. 給油等で一時的に車から離れるときは、短時間であっても、イグニッション・キーを抜き、ドアをロックする習慣を身につける。
- カ. 遠距離を移動する場合には、残燃料を常に確認するとともに、出来る限りこまめに給油する。また車には、飲料水を備え受ける。
- キ. ヒッチハイカーを見つけても、同乗させない。

(4) 犯罪に遭遇した場合において

- ア. 不幸にも強盗に遭ってしまったら、身の安全を第一に考え、犯人に逆らわず、また犯人を刺激し、興奮させないように注意する。(犯人の狙いは、ほとんどの場合、金品です。)
- イ. 帰宅時、家の中に不審な兆候(不審者、物音等)を察知した場合には、決して中に入らず安全な場所に移動するとともに、状況によっては、警察へ通報する。
- ウ. 不審者を発見した場合には、特徴(服装、髪の色、肌の色等)を記憶しておくこと。また、不審者が車両等を使用している時には、その車の型式や色、登録ナンバーも記憶すること。
- エ. 公共バス利用時に不審者や不審物を発見した場合には、特に不審者の行動を刺激しないよう注意しつつ状況が許せば運転手に通報する。不審物については速やかに運転手へ通報する。

(5) 日常生活

- ア. 近隣者との信頼関係を醸成する。
- イ. 突然の予期しない訪問者があった場合、安易に扉を開けることなく、身分証明書の提示を依頼し、訪問目的を質問する等して安全を確認する。
- ウ. 家族やルーム・メイトと防犯状況について確認しあう。
- エ. 訪問者の行動や態度がおかしいと判断した時は、躊躇なく警察に通報(131-444)し、助言を得る。
- オ. 不在であることを示すようながないよう郵便物や新聞を外から見える所に溜めておかない。また、溜まったままのゴミ箱を家の外に長期間放置しない。
- カ. 毎日同じ時間に家を空ける(学校送迎、習い事等)場合は、不審者が周囲にいないか気を配ると共に、時に出発時間を変える等工夫をする。
- キ. 長期旅行の際は、特に防犯対策を講ずる。  
施錠を確実にし、不在だと思わせないように工夫する(タイマー式スイッチを使用した電灯の点灯/消灯、ラジオの作動等)。近隣者へも一声掛けておき、親しい知人や家主に時々点検してもらう。可能であれば、ドアや窓の開放でアラームが鳴るといった侵入警戒装置など防犯機器を作動させる。
- ク. 居住する地域に防犯組織などがあれば参加する。
- ケ. 要すれば、貴重品には盗難保険を掛けておく。
- コ. 女性一人のみで居住している場合は、留守番電話の録音メッセージを友人/親族等の男性音声で応答メッセージを録音するなど、狙われない工夫をする。
- サ. 固定・携帯電話の契約において、電話番号帳(White Page)への記載を行わないようにする。
- シ. 訪問販売は、事前連絡・承認がない限り、平日午前9時~午後8時、週末午前9時~午後5時の間のみ許可されている。これ以外の時間及び日曜・祝日は事前連絡が必要であり、この時間・期日以外の事前連絡のない来訪者には、特に注意が必要である。また、「Do not knock sign」の掲示で、訪問販売を拒否できる。

(参考: <https://www.accc.gov.au/publication/door-to-door-do-not-knock-sign>)

#### 4. 交通事情と事故対策

##### (1) 交通事情

ア. 車両は日本と同様に左側通行です。

イ. A C T内の道路は比較的広く、交通量も出勤時間帯（午前8時～9時前後）及び帰宅時間帯（午後5時～6時前後）を除き少なく、渋滞は多くありません。

ウ. 制限速度はハイウェイ 100km/h、主要幹線道路 80km/h、住宅地 50km/h（一部 60km/h）、学校の前（通学時間帯）40km/hで、日本よりも比較的に高速です。

エ. 市街地と郊外を問わず、信号機の他に「Roundabout（ラウンドアバウト）」と呼ばれるロータリー式の交差点が多いため、進入の際には 40km 以下に減速し、徐行又は一時停止をします。自分から見て右側の車両に優先権があります。

オ. 交差点において、正面の信号が赤であっても、左折レーンがある場合や、一時停止後の左折可能標識がある場合には、左折が可能となっています。

カ. A C T内主要幹線道路以外は照明設備が少なく、また、場所によっては照明が全くない道路もあるなど、夜間等で視界が良くない道路もありますので注意が必要です。

キ. 主要幹線道路では、スピード超過、飲酒・酒気帯び運転、麻薬服用運転、自動車・免許証の登録確認等、頻繁に覆面パトロールなどによる取り締まりが行われています。また、繁華街や主要施設周辺では、交通指導員による駐車違反の取り締まりも頻繁に行われています。

##### (2) 交通事故の現状・原因・対策

ア. 交通事故（交差点での自動車同士の衝突・接触事故、単独事故）が通勤時間帯を主に、頻繁に発生しています。

イ. 特に夕方から深夜、休祝日には、飲酒・酒気帯び運転をしている車が増加します。車線をまたいで走行、フラフラしている車両には近づかないように注意しましょう。

ウ. 交通事故の主な原因は「速度超過」と「不慣れな運転」が挙げられています。制限速度が比較的高速で、交通量が少なく道路幅が広いという道路事情から、制限速度以上で運転しがちになり事故に至ることが多いようです（制限速度の厳守）。また、オーストラリア各州の交通法規を十分に熟知せず、ラウンドアバウトなど日本とは異なった道路の交通形式に慣れないまま車を運転し事故に至ることも多いようです。従って、交通法規を習熟し、運転に慣熟するまでは助言者に同乗してもらうことをお勧めします。

エ. 主要幹線道路脇には、自転車専用の走行帯があり、自転車走行者を巻き込む事故が多く発生しております。交差点や車線変更時には車両・人だけでなく、自転車にも注意を払いましょう。

オ. その他、オーストラリアの特徴として、夜間にカンガルー等の夜行性動物が道路を横断したり、車のライトに向かって飛び出してきたりすることから、特に夜間、郊外での運転には注意が必要です。

～万一事故を起こしてしまったら～

① 事故の際は、まずは怪我の状況を確認し、人命救助を第一に考える。

② 以下の項目を事故相手と交換する。

- (1) 氏 名
- (2) 住 所
- (3) 電話番号
- (4) 勤務先
- (5) License no. (これらは免許証に記載されている)
- (6) 加入保険会社, Insurance Policy
- (7) 車種, 色及びナンバープレート

③ 警察及び保険会社に連絡する。

両当事者ともに24時間以内にいずれかの警察署に報告することが法律で義務づけられています。また、警察は車両の移動が必要な場合か、大きな人身事故でなければ現場に臨場することはありません。

各警察署の情報は以下のとおりです。

警察署	住 所	電 話
Regional Headquarters (Winchester Police Centre)	Cnr College Street and Benjamin Way Belconnen ACT 2617	131-444 (02) 6256-7777
Belconnen Station	Cnr Benjamin Way and Market Street Belconnen ACT 2617	
City Station	16/18 London Circuit Canberra ACT 2601	
Woden Station	Cnr Callum and Wilbow Street Woden ACT 2606	
Tuggeranong Station	Cnr Soward Way and Anketell Street Greenway Tuggeranong ACT 2900	
Gungahlin Joint Emergency Service Centre	Cnr Gozzard Street and Anthony Rolfe Street Gungahlin ACT 2912	

なお、インターネットからでも事故報告をすることが可能です。

<http://www.police.act.gov.au/roads-and-traffic/collisions.aspx>

④ 要すれば現場の写真を撮る。

## 5. オーストラリアにおけるテロの概要

### (1) テロ情勢

2014年9月豪州政府は、イラク・シリアにおけるISILの動きや外国人戦闘員の問題を受け、豪州国内におけるテロ警戒レベルを4段階のうち上から3段目の「中」から上から2段目の「高」に引き上げました。2015年11月に、テロ警戒レベルには変化はありませんが、5段階となる新たな国家テロ脅威警戒システムを適用し、「確実」(certain)、「予期される」(expected)、「起こりそうである」(probable)、「可能性がある」(possible)及び「予期されない」(not expected)のうち上から3段目の「起こりそうである」となっています。

こういった中、米国、フランス等と同様にシリア及びイラクに空爆を行っている有志連合にオーストラリアは参加し、米に次いで対IS作戦で軍事的な貢献をしています。オーストラリア国民にとってテロの可能性は身近にあり、国民の76%が将来テロの発生を予想しているなど、テロの脅威は高い状態にあります。2014年12月シドニーでは人質立てこもり事件により2名の市民が死亡し、2015年10月には同じくシドニーにおいて15歳の少年により警察職員が射殺されるテロ事件が発生するなど、テロ事件の発生・摘発件数は増加しており、当地連邦警察等にとってISの広報活動による若者の過激化や、今後シリア・イラクからの帰還戦闘員によるテロの可能性は大きな脅威と考えられています。治安当局は今後、シドニーやメルボルンにおいて、テロ容疑者の摘発を累次行うとともに、連邦議会議事堂の警備を強化するなど、テロへの警戒を強めています。

### (2) 誘拐事件の発生状況

オーストラリアでは誘拐事件の発生件数は少なく、近年の外国人を標的とする身代金目的誘拐事件については、2009年10月にシドニーで中国人少年を被害者とする事件が1件発生したことが確認されています。

### (3) 日本人・日本権益に対する脅威

現在までのところ、ACTにおいて日本人・日本権益を標的としたテロや誘拐等の脅威が高まっていることを示す具体的な兆候は、特に認められません。

しかしながら、2015年2月シリアにおけるISILによる邦人拘束・殺害事件は国際的に注目を集めました。最近でもISILまたはISILの主張に賛同していると見られる者によるテロがフランスなど世界各地で発生しています。ISILの発行するDABIQ(2015年9月発行)においては豪州を含む対ISIL連合国において、市民を攻撃するよう支持者を扇動する声明を發出している他、ボスニア、マレーシア及びインドネシアの日本外交使節を名指しで攻撃するよう煽動しています。よって当地において直接的に日本人・日本権益に対する脅威が認められない中でも、最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努めるとともに大勢の人が集まる場所では警戒する、周囲の状況に注意を払うなど、安全確保に十分留意する必要があります。

その他、我が国の調査捕鯨再開に反対するデモ・抗議活動は2015年11月以降、シドニー、メルボルン等の中心部や日本大使館・総領事館周辺など豪州各地で発生しています。抗議活動が行われている現場には近づかないようにするとともに、仮に抗議団体等から直接的に抗議を受けた場合には、冷静に対応し、警察に通報するなど、十分な注意が必要です。

### Ⅲ. 習慣の違いによるトラブル（子の居所の移動が犯罪になる場合）

オーストラリアにおいては、18歳未満の子に対する親権は基本的に両親の双方が行いますが、家庭裁判所において子の養育に係る家裁命令（Parenting Order）が審理中、或いは、親権が家庭裁判所により既に他方の親に与えられている場合には、日本人親が他方の親の書面による同意や家裁命令に依らずして、自分の子を連れて無断で日本に帰国しますと、オーストラリアにおいては犯罪となり、最大3年までの懲役刑となる可能性があります。また、このような場合には、第三国への入国の際にも、子を誘拐した犯罪被疑者として逮捕される可能性があります。

### Ⅳ. 緊急事態対処マニュアル

#### 1. 平素の準備と心構え

テロ事件等の緊急事態はいつどこで起こるかを予測することが困難です。ただし、駅・空港や観光地、朝夕のラッシュ時やイベント開催時など、人が多数いる場所・時間が狙われることがあります。被害を受けないためには、普段から様々な情報に目を通し、目立つ服装・車や行動を避け、人混みにはなるべく近づかない、不審者・不審物に注意を払うなど、身を守るための予防策を講じることが重要です。

また、外務省から提供するスポット情報や海外安全情報なども有効な情報となります。万が一に備え、情報を収集し、家族や隣人、親しい知人との間で常に連絡が取れるようネットワーク作りに心掛けるとともに、緊急時の避難場所を把握しておく、携行品や非常用物資などを備蓄しておくといったことも大切です。

#### 2. 緊急時の行動

##### （1）基本的な心構え

ア. 万が一の緊急事態では、まず自身の安全確保を優先して下さい。近くで銃声や爆発音が聞こえるような状況では物陰に隠れるか、床に伏せるなど、できる限り安全な場所等に避難します。

##### イ. 爆発事件に遭遇した場合

（ア）爆発音を聞いたらずその場に伏せ、戸棚や天井からの落下物が想定される場合には、机等頑丈な物の下に潜り込んでください。

（イ）複数の爆発物が仕掛けられている可能性もあり、第一の小さな爆発の後に、より大きな第二の爆発が起こり得ることに十分留意し、事件発生現場の見物等は慎み、現場から速やかに離れてください。

（ウ）瓦礫等の下敷きになった場合には、体力の温存にも心掛けつつ、有害物質を吸い込まないようハンカチ等（濡れた物が望ましい）で口や鼻を覆い、パイプ等を叩くなどして救援隊に居場所が分かるようにしてください。

##### ウ. 人質事件に巻き込まれた場合

（ア）テロ当事者は武器を保有している場合が多く、逃亡・抵抗は極めて危険です。基本は苛立たせずに受忍する、平常心と自尊心を保ち、誠実な振る舞いに心掛けることが重要です。

（イ）長期間になった場合、犯人に対して、人質は信頼や共感する傾向があると指摘されていますが、抵抗することは避けつつも、犯人側に有利となるような行為や過大な情報提供は避けるようにします。

(ウ) 救出作戦が行われる際は、床に伏せ、動かず、声も出さないようにします。可能であれば、机の下等の安全な場所に移動し、ドア・窓の近くやオープンエリアから離れます。

(2) 情報の把握

テレビやラジオを通じて、またACT、連邦政府機関又は日本大使館のインターネットサイトを閲覧したり、問い合わせたりする等して緊急事態の把握に努めて下さい。万一、上記の手段による緊急避難場所などの情報が不明な場合は、周囲の状況に照らして安全であると判断できれば直接大使館へお越しください。

(3) 緊急時のNHK短波ラジオ周波数

9625kHz (短波放送受信可能なラジオをご準備下さい。)

(4) 大使館の取り組み

事件事故その他緊急事態が発生した時は、日本大使館から当地在留邦人の皆さまにEメール及びSMS(ショート・メッセージ・サービス)を活用してお知らせをいたします。

被害を受けた場合、もしくは被害を受けた方が周囲にいることが判明した場合は、日本大使館にご連絡を頂くようお願いいたします。

3. 緊急連絡先

(1) 在オーストラリア日本国大使館

電話	(02) 6273 3244(代表)	FAX	(02) 6273 1848(代表)
住所	112 Empire Circuit, Yarralumla, Canberra, ACT 2600, Australia		
Email	consular@cb.mofa.go.jp(領事メール)		
	emergency@cb.mofa.go.jp(緊急事態が発生し、日本大使館が緊急対策本部を設置した場合に使用いたします。)		
ホームページ	<a href="http://www.au.emb-japan.go.jp/jp/">http://www.au.emb-japan.go.jp/jp/</a>		
開館時間	平日午前9時00分～午後5時00分(土日、祝祭日を除く)		

※ 開館時間以外も緊急連絡が取れるように対応しています。

(2) 生命の危険など緊急時(警察・消防・救急の共通番号)

電話	000(オーストラリア国内共通番号)
----	--------------------

(3) 警察

ア ACT 警察

電話	131 444(犯罪被害や交通事故により警察の立会いを要する場合の共通番号)
	(02) 6256 7777(各地域の警察: City, Belconnen, Woden, Tuggeranong, Gungahlin)
	131 237(空港で警察の立会いを要する場合)
	1800 1234 00(National Security Hotline: テロ行為など不審な行為の通報先)
ホームページ	<a href="http://www.police.act.gov.au/">http://www.police.act.gov.au/</a> (英語, 最新の治安情報が確認できる)
Facebook	<a href="https://www.facebook.com/ACTPolicing">https://www.facebook.com/ACTPolicing</a>
Twitter	<a href="https://twitter.com/ConstableKenny">https://twitter.com/ConstableKenny</a>

イ Crime Stoppers (犯罪阻止ダイヤル : 目撃情報等の通報先)

電話	1800 333 000(匿名可能, 無料:オーストラリア国内共通番号)
----	--------------------------------------

(4) 消防 (緊急庁 (ACT Emergency Service Agency : ACT))

電話	13 22 81 (山火事における通報先, 24 時間)
	132 500 (サイクロン, 洪水, 嵐, 竜巻等の災害における通報先, 24 時間)
	(02) 6207 8609 (ACT Rural Fire Service: 山火事に関する質問等, 日中のみ)
	(02) 6205 2927 (ACT Fire & Rescue: 火災, 救援に関する質問等, 日中のみ)
	(02) 6200 4126 (ACT Ambulance : 救急について緊急時以外の患者輸送の要請)
Email	esahaveyoursay@act.gov.au (ACT ESA, 英語, 全般的な質問を受け付ける)
ホームページ	<a href="http://www.esa.act.gov.au/">http://www.esa.act.gov.au/</a> (最新の交通事故, 山火事等緊急情報が確認でき, HP 内で日本語を選択することにより, 日本語での閲覧が可能)
Facebook	<a href="https://www.facebook.com/actemergencyservicesagency">https://www.facebook.com/actemergencyservicesagency</a>
Twitter	<a href="https://twitter.com/act_esa">https://twitter.com/act_esa</a>

(5) 病院

電話	Canberra Hospital : (02) 6244 2222
	Calvary Hospital : (02) 6201 6111
	John James Memorial Hospital : (02) 6281 8100
	National Capital Private Hospital : (02) 6222 6666
	Queanbeyan Hospital(NSW) : (02) 6298 9211

(6) 観光案内所

電話	Canberra and Region Visitor Centre (CRVC) : 1300 554 114(日本から: +61 2 6205 0044)
ホームページ	<a href="http://visitcanberra.com.au/visitor-information">http://visitcanberra.com.au/visitor-information</a> (地図等当地の情報が収集可能)
Facebook	<a href="https://www.facebook.com/VisitCanberra">https://www.facebook.com/VisitCanberra</a>
Twitter	<a href="https://twitter.com/VisitCanberra">https://twitter.com/VisitCanberra</a>

(7) 航空会社

電話	1800 04 7489 (日本航空, オセアニア地区, 日本語可能)
	131 313 (カンタス航空, 英語のみ)
	136 789 (バージンオーストラリア航空, 英語のみ)
	131 538 (ジェットスター航空, 日本語可能)

(8) その他

電話	131 881(移民省キャンベラ支局)
	131 450(翻訳・通訳サービス)
	(02) 6207 7000(車・免許証登録)

